

建設水道委員会記録

○開催日時

平成27年3月18日 午前9時58分～午後0時9分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他議員

議員 森満晃

○説明のための出席者

建設部長	泊正人	課長代理	井手上和洋
区画整理課長	川畑稔	主幹兼住宅管理グループ長	山下佳江
入来区画整理推進室長	堀ノ内美年	用地課長	植村豊
建築住宅課長	今井裕介		
専門職	福島和朗	総務部長	今吉俊郎

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	柳裕子
主幹	久米道秋		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 3 6 号 薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算 (第 2 表 地方債) 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別 会計予算 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第 4 7 号 平成 2 7 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算 (第 2 表 地方債) 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第 3 7 号 薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一 部を改正する条例の制定について 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 [繰越明許費補正] 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計予算 (第 3 表 債務負担行為) (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
議案第 3 9 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから、昨日に引き続き建設水道委員会を開会いたします。

本日は、審査日程の区画整理課から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて、現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、区画整理課の審査に入ります。

△議案第36号薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第36号薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、議案第36号薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

説明に入ります前に、補足資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実）はい。

[資料配付]

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、議案つづりのその2、36-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明されたとおりでございます。

平成26年度をもちまして、川内駅周辺地区土地地区画整理事業については事業完了となります。それに伴い事業会計を廃止することから、条例の一部を改正をしようとするものであります。

条例改正の内容を説明しますので、配付しました新旧対照表をごらんください。

現行の（8）の川内駅周辺地区土地地区画整理事業会計を条項より廃止し、以下の2の特別会計をそれぞれ1号ずつ繰り上げようとするものでございます。

なお、本条例は平成27年4月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△建設部長の概要説明

○委員長（宮里兼実）それでは、各会計予算の審査に入りますが、まず部長の概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）おはようございます。建設部2日目でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、区画整理課の平成27年度当初予算について概要説明をさせていただきます。

区画整理課につきましては、平成26年度から、推進室から区画整理課というふうに新たにスタートをいたしております。天辰第一地区土地地区画整理事業につきましては、おおむね順調に進んでおりまして、最終段階となってまいりました。平成27年度、残りの立山川に係ります橋梁の架設や区画道路、区画造成工事等を行ってまいります。

また、一部工作物が残っておりますので、それらの補償等の予算を措置させていただいているところでございます。

それから、懸案となっております天辰第二地区との区域界が接しておりまして、高土手の段差解消や天辰馬場地区の浸水想定危険箇所の解消のために、天辰第二地区の都市計画決定や事業認可に向けた作業に入るための必要な予算を措置をさせていただいているところでございます。

川内川の引き堤改修に伴います天辰馬場地区の建物調査等にも入っていこうということとしております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございますので、どうかよろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

△議案第46号 平成27年度薩摩川内市
天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第46号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、議案第46号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書の293ページをお開きください。

天辰第一地区土地区画整理事業費として、3億3,053万4,000円を計上しております。経費の主な内容でございますが、一般職4名分の給与費及び建物等補償業務担当としまして、建築士業務嘱託員の報酬ほか測量設計業務委託費として、事業計画・実施計画変更・墓地移転調査・橋梁設計業務を計上しております。

工事請負費につきましては、道路築造工事・橋梁整備工事ほか、建物移転先の造成工事等を計画しております。

また、職員厚生会負担金や田麦公園給水負担金を計上し、補償費については先ほど部長が御説明されました墓地移転等に伴います補償費を計上しております。

次に、同じく293ページの下の欄でございますが、長期償元金といたしまして、3億1,161万1,000円を計上しております。

次の294ページをごらんください。

長期償還利子といたしまして3,107万5,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書の292ページをお開きください。

1番目の事業収入5,000万円は、保留地処分金収入を計上しております。

2番目の国庫補助金8,850万円は、土地区画整理事業費補助金であります。事業に充当される補助率は、活力創出基盤整備事業費が55%、市街地整備事業が40%となっております。

3番目の県補助金417万1,000円は、土地区画整理補助金で、県管理道路整備に対する補助金を計上しております。

4番目の一般会計繰入金4億8,414万8,000円は、国庫補助金及び市債の充当額を除いた天辰第一土地区画整理事業費並びに長期償還元金及び利子に充当する一般会計からの繰入金でございます。

5番目の土地区画整理事業債4,640万円は、国庫補助金に係る合併特例債でございます。充当率は95%でございます。

6番目の土木使用料1,000円は、電柱等の道路占用に伴います行政財産使用料として収入するものでございます。

次に、地方債について御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の276ページをお開きください。

第2表地方債では、当該土地区画整理事業に伴い合併特例債を借り入れることから、地方債の限度額、起債の方法、利息、償還の方法について表に記載のとおり定めようとするものでございます。

以上で説明は終わりますが、ここで平成27年度の事業内容について図面にて御説明をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実） はい。

[川畑課長が前方の図面に移動]

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、平成27年度の天辰第一、第二地区の土地区画整理事業の事業計画について御説明させていただきます。

先ほど部長が御説明しましたが、一地区につきましてはほとんど整備が済みまして、平成26年度で建物404戸全て補償済みでございまして、解体まで終わって支払いまで済んでおります。

残りは本年平成27年度なんですが、立山第2の橋梁を現在下部工を発注しまして、繰り越し予算として事業を進めております。本年度は新立山橋の上部工を架設するということで計画しておりまして、この周辺の宅地のほとんど整備を進めていこうということでございまして、先ほどもありましたように、二地区との段差解消をとるためにということですが、この黄色の部分につきまし

ては、二地区の都市計画決定が確定した後、本格的に事業が入るというような形まではできないということでございまして。あと永利天辰線につきましては、終点分離の切れるところがあるんですが、ここについても一部すりつけて終わるということで、本年度上部工を架けた段階で、この周辺の道路も整備を済まそうというような形でございます。

あと残るのが、笹脇墓地のこの周辺がまだ未整備でございまして、今後墓地をどのようにするかということで、墓地管理組合と協議を進めていくということでございます。仮換地の指定がまだここは完全に終わってないところでございます。

それから、大学通線につきましては、長年用地交渉が難航した物件でありましたが、昨年ようやく相続人と協議が終わりまして、現在道路をつくっております。本年度造成を行いまして、大学通線のこの歩道も整備課と協議をしながら工事を進めていくというような形で考えております。

それから、田麦公園につきましては、昨年度墓地はもう完了しましたので、あと公園を整備することと、あと天辰寺前古墳も本年度ほとんど文化課のほうの執行部だけで私たちはやってるんですが、完成の方向に向かっております。この周辺の宅地造成と道路築造工事を行う予定でございます。

天辰第一地区につきましては、平成27年度である程度方向性、完了の方向に行くんじゃないかなろうかというふうに考えておりまして、現在設計等も進めております。

天辰第二地区につきましては、先ほど部長も御説明されましたけれども、本年度は都市計画決定に向けましての事業を進めているわけですが、本格的に平成27年5月ごろに、今の段階では都市計画決定をもらえるような形で協議を進めているところでございます。

平成27年度につきましては、委託を計上させていただきまして、実施設計、実施計画と事業計画書の作成業務を50.9ヘクタール最終的になったんですけれども、委託するということと、あと河川公管金の関係で、この周辺の建物を調査をして、平成29年度に現段階では締結をしていきたいということで、国交省と協議をしながら事業計画に進めていくというような形でございます。

あと、3地区につきましては、また今後の問題

でございまして、平成27年度につきましては、そのような形で整備を進めていくような計画をしております。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 大体平成27年度で第一地区のめどが立つということで、今説明ありがとうございました。

その第二地区に入る際に、今おっしゃったのは平成29年度の国交省との事業確立に向けて進めていきたいということをおっしゃったんですが、御存じのとおり、大小路の引き堤工事が終わらんと、国交省からの補助がこちらには回らんだろうとかいう話も以前聞いたことがあるもんですから、その辺の問題はないのか、ちょっと見解をお願いします。

○区画整理課長（川畑 稔） 一応今、河川事務所との協議の中で、平成29年度で計画してるんですが、できればもう少し早目に平成28年度でも可能だというふうな話も聞いてるんですが、こちらの事業計画の流れとしましては、平成29年度がベターかなというふうに考えておりまして、国としましてはそのような形で、計画上は協議をしているところでございます。

○委員（谷津由尚） ということは、大小路地区が完全に終わらなくても、こっちはこっちで国の助成としては問題ないだろうという、そういう認識でよろしいですか。

○建設部長（泊 正人） 大小路のほう工事が平成30年をめどにしているんですけど、国としては終わってから天辰にという、あけたくないと。ちょっとかぶるような感じでいきたいということ、スムーズに入りたいというような申し入れがございました。

○委員（谷津由尚） ということは、かぶらせるということですね。はい、わかりました。

○委員長（宮里兼実） ほかに。

○委員（川畑善照） 第二区画整理に入ると思うんですけれども、堤防側にあるちょうど大黒屋がある、卸部があるあの辺ですが、あそこを早急にやっぱりしていかなければならないと思うんですけども、白浜に向かうあの道路が狭くて回っているということ。

それから、もう一つ道路が通ってますよね、あの水門かな。あの合流点というのはどこになるんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 済いません。基本的にもう全てなくなりますので、仕上げてます。ただ、今のところ仮換地の、要は地権者の土地の配置とか、そこの河川に係る方々の移転先とか、そういうのにつきましては、平成28年度で設計をしながら移転先等も計画して行って、工事の入り方も今後どのように進めていくかというのを地元と協議を進めていきますので、来年度詳細については、また委員会のほうで説明するような形もとれるのかなというふうには考えています。

○委員（川畑善照） ということは、現在ある天辰の堤防側じゃない道路は、もう区画整理でなくなってしまうということですね。はい、わかりました。

○委員長（宮里兼実） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。
委員外議員の質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第48号 平成27年度薩摩川内市
川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務
特別会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第48号平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第48号平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計予算について御説明申し上げ

げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

予算調書の299ページをお開きください。

川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務に係る経費として22万円を計上しております。経費の主な内容ですが、清算事務に係る事務費及び収入した徴収金については、一般会計への繰出金でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前の298ページをお開きください。

1番目の清算徴収金21万円は、換地処分に伴う清算徴収金のうち、平成27年度分の収入見込み額でございます。

次の2番目の一般会計繰入金1万円については、清算事務費に充当する一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二） 一応確認なんです。残地が結構出て、それぞれ処分を区画整理事業の中でもやられたんですけども、その残地についてはもう財産活用推進課のほうに全部上がったんですかね。処分を全部済ませてたんですかね。財産活用推進課に上がったのは何件かあるのか、そこ辺の残地の状況を教えてください。

○区画整理課長（川畑 稔） 残地の分につきましては、財産活用推進課のほうに移管しております。

○委員（新原春二） どの程度。

○区画整理課長（川畑 稔） 面積については、ちょっと。

○委員（新原春二） 区画でいいです、何区画ぐらい。

○総務部長（今吉俊郎） 財政活用推進課で受けた区画整理地域内は9区画ございまして、初日に永山委員から質問を受けましたけれども、その後も売れまして、9区画中9区画とも売れて、収入およそ1億超えています。

以上です。

○委員（新原春二） ありがとうございます。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち、区画整理課に係る一般会計予算の歳出について御説明申し上げます。

予算調書の202ページをお開きください。

土地区画整理総務費は、天辰第二地区調査業務委託及び天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰出金等に係る経費として5億6,313万2,000円を計上しております。経費の主な内容でございますが、まちづくり情報交流協議会負担金、まちづくり区画整理協会費、九州ブロック都市再生整備計画事業の研修負担金外、天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金や、川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計繰出金を計上しております。

また、天辰第二地区につきましては、先ほども御説明しましたとおり、実施計画、事業計画及び川内川河川公管金に係る建物調査費を計上しております。

次に、歳入について御説明します。

予算調書の54ページでございます。

1番目の国庫補助金1,650万円は、天辰第二地区の土地区画整理事業補助金であります。事業に充てる補助率は55％でございます。

2番目の県委託金2万円は、権限移譲事務委託

金として収入しているものでございます。

3番目の特別会計繰入金については、川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計の歳出による一般会計からの繰入金として計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）一般会計の中で、第二地区のいろいろ調査予算がついていくんですけども、スケジュールにのっていきいんでしょうけども、第二地区の特別会計のスタートというのは、どの時期になるんですか。

○区画整理課長（川畑 稔）今のところでは、国が事業認可を決定した段階で立ち上げるというような形になると思います。平成28年度の予定でございます。

○委員長（宮里兼実）ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○区画整理課長（川畑 稔）特にありません。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）続きまして、入来温泉場地区土地区画整理事業につきまして概要説明をさせていただきます。

いよいよ4月4日には、建設中でありました新公衆浴場湯之山館が完成をし、新たなまちづくりの拠点施設として大きな期待が寄せられているところでございます。

平成26年度では、懸案となっておりました大型補償物件も交渉がまとまり、間もなく解体撤去まで終わろうとしているところです。平成27年度につきましては、この湯之山館周辺の道路整備、あるいは柴垣湯跡の造成などの工事を予定して、事業展開してまいるということで予算措置をさせていただいているところでございます。

詳細につきましては、室長のほうから説明がございしますので、よろしくお願い申し上げます。

△議案第47号 平成27年度薩摩川内市
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計
予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第47号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第47号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、予算調書の296ページをお願いいたします。

1款1項1目入来温泉場地区土地区画整理事業費は、同事業に関する経費3億5,561万5,000円であります。当該事業費の主なものは、建物等調査業務委託、道路築造工事、建物移転補償等でございます。

次に、下段であります。

長期債償還元金は、入来温泉場地区土地区画整理事業による過去に借り入れた長期債償還元金であります。

予算調書の次のページでございます。

長期債償還利子は、入来温泉場地区土地区画整理事業による過去に借り入れた長期債償還利子で

あります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の295ページをお願いいたします。

1款1項1目事業収入は、事業進捗に伴い売却可能となる保留地の処分収入の見込み額であります。

3款1項1目国庫補助金から、7款1項1目土地区画整理事業債までの歳入につきましては、交付金、合併特例事業債等で歳出に伴い収入されるものであります。

8款1項1目使用料は、行政財産使用料であります。

予算に関する説明書の297ページをお願いいたします。

第2表地方債では、当該土地区画整理事業に伴い借り入れます地方債の限度額、起債の方法、利率、償還方法につきまして、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、簡単に前の図面を用いて説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実）はい、どうぞ。

〔堀ノ内室長が前方の図面に移動〕

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）平成27年度の事業概要でございますが、平成27年4月4日にオープンする新公衆浴場湯之山館でございますが、を中心とした区域の工事家屋移転等を行い、進捗を早める予定でございます。

なお、平成27年度が完了しますと、事業進捗は80%となる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）全体を含めて湯之山館ができますよね、温泉が。アゼロ湯、柴垣湯が一緒になって、あのあたりがかさ上げが4メートル、5メートルされましたよね。そしたら、景観が物すごく変わってきたんですよ。その中で、各地区のコミ協を含めた地区の方々の協力を得ながら、あの裏手の山があって、あそこは扱わないって聞いたんですけども、我々含めて少し気になるのは、あの景観がどのような形である湯之山ですか、あのあたりが変わっていくのか、それが1点と。あわせてこの土地改良、入来温泉場地区土地区画整

理事業に入っていない区画が近くにありますよね。その方とのこの整合性っていうものが、物すごく身近に聞こえるんですけども、その2点を少し問題ないのか、お願いします。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） まず初めの湯之山についてでございますが、湯之山につきましては、地元のコミュニティが中心となった組織を立ち上げておりまして、その景観整備を四、五年前から着々とやってこられているところでございます。

私たち区画整理事業の側からしますと、いくら地元でやっていくと言っても、非常に無理がございますので、事業自体でできる問題につきましては、一緒にともにやっていきたいと思いますというような考え方でもって臨んでいるところです。

現在は、多くの市有地に入っております杉等を伐採されて、新たな植樹をされ、将来の景観に向けた準備をされているところでございます。

今後も地元と一体となって、協力し合いつつ進めていく所存でございます。

なお、先ほど言いました隣接された地区につきましては、二地区のことをおっしゃってるんだろうと思いますが、これらについては、現在、する、しない、変更ということも含めて、まだ現在考えておりません。今後検討する課題だということは認識しておりますが、今はとにかく湯之山館を整備しましたので、これを中心となったところを完結していくということを、この一、二年の課題といたしたいと思います。

以上でございます。

○委員（大田黒 博） はい、わかりました。

あと二地区のことはよくわかりました。いろんな意見を集約しながらやっていかれるのかなと思っておりますし、それはそれとして。一つだけ、国道の駅のほうから入ってきますと、入来温泉場が昔はあったわけですね。そこに松屋旅館があり、いろんな建物があったわけですね。それがなくなったりするし、湯之山の景観がどのようになってくるかというものを、皆さん方あのあたりから入って来られる人が多いのかなと思ったりもするんですけども。それは湯之山館、温泉場を求めて来られる方々が、あの松屋、あのあたりの景観が建物がなくなったり、いわゆる湯之山がぱっと見えたりするための、少しモデル図面的なものができないのか。その辺ができれば、このPRに

もなるし、我々もこのかさ上げされたのを見て、こんなに変わるのかと思う中に、また先ほど言った二地区のその次のステップとして、また違った意見が出てくるのかなと思ったりもするものですから、そのあたりをどのようにお考えなのか。できないのか、する気はないのか、ちょっと教えてもらえれば。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） それらを含めて、平成27年度の中で委託業務なり、3年ほどかけてそれらを全て検討していく予定でございます。

○委員（谷津由尚） 所管事務で言おうと思ってましたけども、もうここで出ましたんで言わせていただきます。

区画内に釣尾川がありますよね。この護岸工事というのは、ここ近年で計画があるんですか。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 1級河川釣尾川につきましては、区画整理事業区域内につきまして河川公管金の協定を結んで、既にその執行は終わっております。ですから、用地については済んでいるということになるわけです。

ただし、ハード事業である実際の改修事業が行われるかということについては、当然河川公管金を締結した時点でそれが行われるということを前提にしておりますので、将来県のほうで護岸工事をされることとは思いますが、その実施時期については、県のほうで明確にされているところではございません。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） 県でいつ行われるかわからんということなんですけど。その本市からの要望としてされる場合は、今、大田黒委員のほうからありましたように、何らかのその景観上も配慮した形に仕上げるのかどうかという可能性はどうなんでしょうか。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 当然ながら、区画整理事業はまちづくり事業でございますので、近隣に住まれる住民の方々の意見を十分に聞き、景観に配慮したものとするを市としては県に要望してまいりたいと思います。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３９号 平成２７年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第３９号平成２７年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）入来区画整理推進室に係る平成２７年度薩摩川内市一般会計予算の歳出について御説明申し上げます。

予算調書の２０３ページでございます。

８款５項３目土地区画整理総務費３億３,４８４万円は、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計に関する繰出金を計上するものであります。

以上でございます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）

質疑はないと認めます。

ここで議案第３９号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） ござ

いません。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

△建築住宅課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建築住宅課の審査に入ります。

△議案第３７号 薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に係る条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第３７号薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）それでは、議案第３７号薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は、議案その２、３７－２ページになります。

今回、改正の対象となります条例の特定用途制限地域とは、建築基準法第４９条の２により、用途地域が定められていない地域内に、市が独自に、その良好な環境の形成と保持するために、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう制限すべき建築物の用途を定めた地域のことでございます。

本市では、南九州西回り高速道の都・高江・水引の３インターチェンジの周囲が指定されております。

現在、その地域で制限されております用途は、１、カラオケボックス・パチンコ店等の遊戯施設や風俗施設、環境を悪化させる恐れや危険性が高い大規模工場、一定規模以上の火薬・石油、ガス等の危険物貯蔵・処理施設などが制限されており

ます。

これらの特定用途の建築物の建設を市長が許可する場合、地元意見の聴取と第三者機関の意見を聞く必要がありますが、現在その意見を求める相手先を、今まで薩摩川内市都市計画審議会としておりましたが、昨年12月に市の建築審査会が設置されましたことから、薩摩川内市建築審査会に変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（下園政喜） 済いません。審査会のメンバーについてですけれども。もう委嘱がされると思うんですが、専門の建築士つちゅうのが何名ぐらい入っていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（今井裕介） 建築につきましては、公益社団法人鹿児島県建築士会会長の守真様をお願いしているところでございます。

委嘱につきましては、昨年1月1日付で委嘱してございます。

以上です。

○委員（下園政喜） わかりました。この審査会というのは、定期的に行われるんですか。それとも申請があったときにするあれですか。

○建築住宅課長（今井裕介） 申請があったときに行う形になっております。現在、実は1回既に会議を開いております。これにつきましては、国道3号におけるバス停の建築につきましてはの審議を行って、それについては賛同の意見をいただいたところでございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第54号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第54号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介） 議案第54号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。

平成26年度薩摩川内市各会計予算調書、予算に関する説明書、第8回補正の10ページをお開きください。

2款1項6目企画費のうち、建築住宅課分は、説明欄の中ほどにあります既存住宅改修環境整備事業補助金の6,000万円でございます。

この補助金は、平成27年度当初予算に計上しようとしておりましたが、急遽、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起）事業を、活用することとなり、今回の第8回補正予算に計上したものでございます。

歳入は、予算に関する説明書、第8回補正の8ページ。

15款2項1目総務費補助金の説明欄、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起・生活支援）1億9,568万9,000円で、その中の4,800万円が既存住宅改修環境整備事業になります。

なお、この予算は予算に関する説明書、第8回補正の5ページにありますとおり、一括して2億6,255万円の繰越明許費の補正が提案されているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 国のこの予算の財源の組み替えというニュアンスが強いんですけど。この既

存住宅改修環境整備事業補助金 6,000 万円というのは、これは要求に対してこの額で大体妥当なのか、それとも足りないのか、その辺はどうなのでしょう。

○建築住宅課長（今井裕介） この 6,000 万円につきましてはの評価でございます。私どもこの事業を始めました当初のときに、当初予算で 2,000 万円、そして後から応募者が多かったということで、4,000 万円の補正をいただきまして、あわせて初年度 6,000 万円という事業になっております。

ですから、今回の 6,000 万円というのにつきましては、大体今までの例から申し上げますと、期限を決めて募集をかけたときに、大体応募される方を十分処理できる予算ということで、平成 27 年度の当初予算要求時点では 5,000 万円としておりましたものを、今回の補助事業交付金事業を活用して 6,000 万円にふやしてありますので、私どもとしては、妥当な額かと判断しているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） 非常に人気があるわけですよ、これは。その 6,000 万円、当初よりは 1,000 万円上乘せされたんですが、それでもまだ要求が非常に多いというような場合は、今回その国の助成を回せたということもあって、この後また平成 27 年度中に補正で出すという用意もありますか。

○建設部長（泊 正人） 先ほど今井課長からありましたとおり、平成 24 年度が 6,000 万円、平成 25 年度が 6,700 万円ぐらいだったと思います。平成 26 年度が当初で 5,000 万円で、満杯になってもその後若干の「後はないの」という声もあるんですけども。当面はもうこの 6,000 万円で平成 27 年度はいつて、声が上がっているようであれば、持原委員の本会議の質問でも答弁いたしましたけれども、平成 27 年、平成 28 年とまだ進めさせていただきたいという気持ちは持っております。

ただ、これまでの平成 24 年、平成 25 年が市単独費です。今回につきましては、たまたまこの地方創生の関係で 6,000 万円に対して 4,800 万円の補助がつくわけですが、今のところの情報によりますと、1 回限りということですので、平成 28 年度につきましては、またそうい

う国の情勢でわかりませんが、また単費に戻る可能性が非常に大きいというふうに思っております。谷津委員からの質問のこの 6,000 万円に対して、人気がよくて平成 27 年度中に補正をするかという話につきましては、現在のところ補正は考えておりません。

○委員（谷津由尚） この国の助成がつくのは、恐らくことしだけだと思うんですけど、今回だけだと思うんですけど。そうであるがゆえに、もし要求があればそれに応えるのもいいのかなと。逆に思ったんです、私は。単費でいく場合はどうしても制限があるんで、どうしてもまた来年度に回しますということになるんでしょうけど。ことしはそういう意味では、ある程度自由度が広がるのかなとも思ったもんですから、その辺を聞いたんですが、いかがですか。

○建設部長（泊 正人） 後ろに総務部長もおりますし、いろいろありますが、非常にありがたい御意見でございます。

ただ、処理的に三百四、五十件という、担当課のほうもどうなのかなというのもありまして、先ほどは助成はないというような話ししました。今、谷津委員から応援の声がおりましたので、また考えてみたいと思います。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第 54 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 39 号 平成 27 年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、平成27年度当初予算につきまして、建築住宅課分についての概要を御説明させていただきたいと思います。

これまでと例年どおりの事業につきましての予算措置をさせていただいているところでございますが、平成26年度から実施をいたしました危険廃屋解体等補助制度につきましても、引き続き事業展開をさせていただきたいと思っております。

それから、新規の事業といたしまして、これまでも要望が上がってきておりました、以前川南地区高江病院の近くで実施をしました借上型の市営住宅につきまして、今回川北地区の借上型市営住宅整備事業ということで、作業に入るための予算措置をさせていただきました。債務負担行為措置として対応することとしております。

また、建物耐震改修促進計画の策定といたしまして、法律の改正に伴いまして見直しをしないといけませんので、それらの委託費の予算も計上をいたしております。

それから、後ほど所管事務のところで課長から説明があると思いますけれども、懸案となっております本土の支所管内の市営住宅につきまして、指定管理者委託に向けました作業に入りたいというふうに思っております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございます。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実）次に、当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算について御説明いたします。

まず、歳出予算から御説明いたします。

平成27年度薩摩川内市各会計予算調書の204ページ、上段をごらんください。

建築指導費の事業費は1,701万2,000円で、建築確認業務、建築物耐震改修及び危険廃屋解体撤去の補助事業に係る経費になります。主な経費は、建築物耐震改修促進計画業務委託や、危険廃屋解体撤去促進補助金等でございます。

下段の住宅管理費の事業費は3億6,748万1,000円で、市営住宅の維持管理、補修に要す

る経費でございます。主な経費は、本庁分の市営住宅の指定管理料となります市営住宅管理代行委託や、本土4支所の市営住宅修繕業務や浄化槽・受水槽等の管理業務を民間業者に委託する市営住宅修繕業務委託等、退去後の市営住宅の畳の表がえやふすまの張りかえなどの経費となる市営住宅内部改修工事等が主なものでございます。

205ページ上段をごらんください。

公営住宅ストック総合改善事業費は、1億2,207万6,000円で、既存の耐火構造鉄筋コンクリート造の共同住宅を中心に、より長く使用できるよう、施設の外壁や屋上の防水、階段室回りを中心とした共用部分を改善するための経費でございます。

その内訳は、今後5年間の公営住宅の必要戸数の想定や、改修スケジュールを検討する公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託や、宮里城住宅2号棟、3号棟共用部分改善工事等が主な事業です。

下段の危険住宅移転促進費の事業費は、1,075万5,000円で、がけ地に近接する危険住宅の移転費用を補助するための経費でございます。

続きまして、歳入予算につきまして御説明いたします。

薩摩川内市各会計予算調書の55ページをお開きください。

14款1項6目住宅使用料の予算額は、4億5,263万1,000円で、その内訳は住宅使用料が主なものでございます。

15款2項6目国庫補助金中、土木費補助金の予算額は、5,009万1,000円で、該当する市営住宅周辺の民間借家の家賃と、低所得者向けに軽減しております市営住宅家賃の差額に相当する額の2分の1を国が負担する公的賃貸住宅家賃対策調整補助金や、ストック総合改善事業補助金が主なものでございます。

56ページをごらんください。

16款2項6目県補助金中、土木費補助金の予算額は303万7,000円で、危険住宅移転促進事業補助金が主なものでございます。

21款3項1目貸付金元利収入の予算額は、912万8,000円で、住宅資金貸付金元利収入であります。同款5項4目雑入の予算額は、1,776万9,000円で、市営住宅退去時の畳

等の補修費実費徴収金が主なものでございます。

債務負担行為につきましては、平成27年度薩摩川内市一般会計予算書の9ページをごらんください。

建築住宅課分は、借上型地域振興住宅事業と、川北地区借上型市営住宅整備事業になります。

借上型地域振興住宅整備事業の限度額は4,950万円で、平成27年度に募集します2地区4戸の平成42年度までの借上料を措置するものであります。

川北地区借上型市営住宅整備事業の限度額は7億6,332万円で、現在好評を得ております横馬場市営住宅と同様の借上型市営住宅を、川内川北側の大小路を中心とした地域内に募集するもので、平成48年度までの借上料を措置するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 予算調書の204ページの8款6項1目、この住宅管理人95名とあるんですけど、この方々の人件費も入って3億6,700万という予算措置だと思うんですが、この95名の方のちょっと現実的な業務内容をお願いします。

○建築住宅課長（今井裕介） 住宅管理人の仕事というのは、まず退去時にいろいろと手続をされるわけですが、実際入居されたとか、そういうの確認とか、それから主な仕事といたしましては、市からの文書の配布等がございます。

それから毎月ではございませんけど、ある一定期間ごとに住宅からの要望を取りまとめて、このところが直してほしい——一番多い事態といたしましては、共用階段の球が切れた、その修繕の手続、それから共益費といいまして、集めております中からその球の代金を、球を準備したり購入したりする、そういう仕事を住宅管理人のほうにはお願いしてるところでございます。これらの方は、その住宅に住んでらっしゃる方から、毎年推薦をいただいているところでございます。ですから、入居者の方でございます。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（川畑善照） この委員会資料の2ページ

の樋脇地区、入来地区、祁答院地区のこの団地がありますね。このそれぞれの入居率と、それから入来の富士通の上に、当時雇用促進事業団からいただいたあの改良と入居はどんな状況でしょうか。

○建築住宅課長（今井裕介） 今、手元に樋脇と入来の現時点での入居率は、ちょっと資料として持って来ておりません。ただ、最後お尋ねになりました立山住宅、入来の雇用促進住宅については、入居状況を準備してございますので、住宅管理グループ長のほうから答弁させます。

○主幹兼住宅管理グループ長（山下佳江） 入来のほうの立山の一般住宅につきましては、79戸に対しまして現在32世帯入居しております。これにつきましては、随時入居できるように支所のほうで御案内しております。

入居条件につきましては、この住宅は小さな単身用の住宅もありますので、そういう方々にも入居できるように御案内しております。

以上です。

○委員（川畑善照） この市営住宅というのは、入来については、今度湯之山館ができるんですけど、風呂つきなのか。いずれにしてもやはり今現在市営住宅にしても、ほとんど風呂つき、温泉なのかそこも含めてですが、ちょっと教えてください。

○建築住宅課長（今井裕介） 市営住宅につきましては、建築年次によりまして千差万別でございます。新しいものにつきましては、お風呂場もありまして、そして風呂釜、それから風呂おけまで設置されておりますが、本庁管内でいいますと、宮里市営住宅におきましても4棟ありますけれども、あのうちの2棟はお風呂場に市のほうで風呂おけと風呂釜を設置してるんですが、初期につくられた段階につきましては、入居者の持ち込みという形になっております。

現実的には、最初入居された方が設置された風呂を退去時に撤去されないの、そのまま利用されているような形が多い事態でございます。

私どもといたしましては、段階的にあきが出た段階で市のほうで設置して、その分家賃を若干高くするというような措置はとっておりますけれども、どの程度整備されてるかということは、ちょっと今手元に具体的な資料を持って来ておりません。

以上でございます。

○委員（川畑善照）いずれにしても、入居率を高めるためには、どうしてもやはり必要なバス・トイレは当然ですから、今後ぜひ設置はしていただきたいということ。

ちょっともう一点は別途ですけれども、川北地区のアンケートをとっていらっしゃるんですが、横馬場の借り上げた住宅が審査会というか、なかなか校区、あるいはその地域の代表が入ってなかったと思うんですが、審査会に。今後やはりそういう地元の意見も聞かれるような審査会のあり方、反省点に立って——やはりこちらの場合は横馬場が平佐校区ということで、どうしてもやっぱり後でいろいろ苦情とか聞いているんです。そういうことで、PTAとか校区の、あるいは自治会のそういう方々を入れた、地域代表を入れた審査会にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○建築住宅課長（今井裕介）御指摘のとおり、横馬場市営住宅が決まりましたときには、選考委員会というものを開いておりますけれども、それは市の職員が9名、それから外部の専門家として2名の方、計11名で選考委員会を開いたところでございます。

御指摘のとおり、外部の方が入っておりますけれども、これらの方は住宅の専門家というか、住宅センターの方と、それから財務を見ていただく税理士の方ということで、御指摘のとおり地元の方は入ってなかったと。それで、非常に選考までに5箇月間というような長い期間かかってしまったということは、反省点でございます。

これから平成27年度で募集する際には、この選考委員会の中身、構成メンバーについては、見直したいと考えております。

以上です。

○委員（川畑善照）そういうことで、お願いはしたいと思っておりますけれども。やはり教育委員会なり、結局行政の縦割りじゃなくて、やはりいろんな角度から物を見て決めていくべきじゃないかという市民の声もありますので、ぜひ今後その点は十分注意をしていただきたいと思います。

○委員（新原春二）2点教えてください。

1点目は、204ページの危険廃屋解体撤去促進補助金というのが885万円予算計上されています。その積算根拠と、前から危険家屋については、いろいろ御意見があったと思うんですが、

そういう申請の状況と、危険廃屋の撤去状況、そこ辺も教えてください。

もう一点は、市営住宅改造改修工事に5,639万6,000円計上されていますが、これは退去されるときのことも含めてあると思うんですけれども。これは勝目の雇用促進住宅の関係で、当初1階、2階はあけますよ、多かったら3階、4階いきますよ。多かったらまだ5階までいきますよという話を聞いてたんですが、現状的に屋内の改修がどこまで改修されているのか。全部改修されて入居がオッケーになっているのか、そこらをちょっと教えてください。

○建築住宅課長（今井裕介）それでは、私のほうで後段部分のまず勝目の一般住宅の状況について御説明申し上げます。

勝目の一般住宅につきましては、雇用促進事業団のほうで市に引き渡すときに、住める状態までの改修をしていただいた関係で、昨年度予算をつけていただきまして、最初の段階では当初3階までというような形でしたけれども。今大体おおむねほとんどのところにつきまして、先ほどもありましたけれども、お風呂場の風呂釜の古いやつなんかの改修なんかも終わって、大体今の状況では、網戸等が一部完全ではございませんけれども、ほとんどもう5階まで案内できるような状況に近づいております。

ただ、手すり等がまだ準備されておられないので、現在その手すり等の手配を行っているところでございます。

来年度につきましては、駐車場の整備とかそういうものを若干現状を見ながら行っていきたくところでございます。

それから、前段の危険廃屋解体撤去促進事業の進捗につきましては、担当の福島専門職のほうで答弁いたします。

○専門職（福島和朗）危険廃屋等解体撤去促進事業費の、まず1点目の積算根拠でございますけれども、本土分につきましては補助額が30万円でございます。その30万円で25件分予算化しております。

それと、甌島につきましては、限度額が45万円で3件予算化をしております、本土分が750万円と甌島分が135万円という形になります。

今年度の状況、現状ですけれども、現在の段階

で甌島以外、本土につきましては30軒です。甌島につきましては4軒、合計で34軒でございます。補助金も若干残っておりますけれども、大体消化してる状況でございます。

ことしより若干数は減っておりますけれども、25軒と3軒という形ですけれども。今年は初年度ということで、7月から募集をかけましたけれども、当初募集がばっと来ましたが、その後はちょっと数がそんなに伸びておりませんので、来年度どういう形になるかちょっとわかりませんけれども、今年度よりは若干数を減らしたような状況でございます。

以上です。

○委員（新原春二） 勝目の関係については、ほぼ入居ができる状態まで持って来たということですね。今全体的に何戸ぐらい入居されてるんですか。

○建築住宅課長（今井裕介） 山下グループ長のほうが答弁いたします。

○主幹兼住宅管理グループ長（山下佳江） 御説明いたします。

現在、79戸に対しまして50世帯の入居です。随時今4回の募集案内をしているところです。この4月の人の異動に関連しまして、問い合わせが数件来ておりますので、随時埋まっていくと思われます。

○委員（新原春二） ここの5階は今もちろんエレベーターはついてないんですけれども、5階の関係についても、なかなか入らん場合に、50軒ですから、大体4階ぐらい、まだ4階は埋まってないっちゃうことですね。5階が埋まってないっちゃうことで、子育て世代の中であそこを2軒を一間にした県営の青山団地、隈之城団地みたいなああいいうものに将来入居者がいない場合に、そうした施策をする必要があると思うんです。そこ辺はまだ全然考えてらっしゃいませんか。

○建築住宅課長（今井裕介） 非常に大きな問題だと思います。現実的に行うということになりますと、簡単に結論は出せないのです。実は来年度の予算の中で、長寿命化計画の見直し等がありますので、それらの中でまた一つの課題として検討してみたいと考えております。

○委員（新原春二） せっかく市営住宅として受け入れたんですから。5階というのはかなり厳しいですね。高齢者にとっては、とてもじゃない

けど上がっていけない状況でありますけれども、若い世代の方については、子育て世代で部屋がたくさん要るっちゃう状況の方でしたら、そういう条件には合うと思うんです。

特に、県営の隈之城団地が非常今人気が高いっちゃうのはそこだと思うんですけども、そういうことを今後また検討されてください。要望しておきます。

それと、危険廃屋の関係については、もう30棟、去年で大体スタート時点でのものは終わって、これからまた継続的にやっていくと。今年度若干減って25棟、3棟ということですけども、全体的な危険廃屋の状況、申請があったときにこれされるんでしょうけども。全体的な危険廃屋の状況での調査は、もちろんされたと思うんですが、そこら辺はこの課でいいんですか。

○建築住宅課長（今井裕介） 危険住宅の当初の調査は、まず市の災害調査員を通じましてデータを取りまして、それらを細かく分類したのは、建築住宅課のほうでございます。ですから、最終的には本当で危険だと判断してるものは、大体300戸ぐらいじゃなかったかなというふうに記憶しております。

危険廃屋の解体につきましては、基本的には私どもは補助しかできないので、持ち主の方が解体する意思があって、それについて、ついていくような状況でございます。

今のこの仕組みといたしましては、まず補助に該当するかどうかを、家を解体したいという人たちが私どものところに相談に来られて、該当するかどうかの確認をして、それに該当した部分については補助金を出すという制度になっておりますので、この300棟につきましては、私どものほうもこういう制度が、できましたということでのPRはして、できるだけ利用していただくようにPRを続けてるところでございます。

以上でございます。

○委員（新原春二） やはりこの件については、大変な御足労だと思います。ぜひ続けていただいて、補助金を使った中で廃屋を処理をしていただくということのお願いをしておきます。

ただ、一番心配をされているのは、全くもう連絡のつかない廃屋があるということで、それが非常にもう一番問題なので、道路に倒れてくるとか、あるいは隣の住宅に支障を来すっちゃうことなん

かがあるんですが、そういう対策というのは、これからどう考えていけばいいのか。

強制的にもう補助金ではなくて、どうしてもそういうものについて処理をせにやいかん、行政でやっていかざるを得ないところもあると思うんですけれども、そこら辺はまだ踏み込めていないですか。

○建築住宅課長（今井裕介） 正直なところ、まだ踏み込めていないところでございます。ただ、一つのこの補助金の要綱をつくった中に、一つちょっと仕掛けをつくってございます。これは、もし仮に地元の人たちが解体したいと。これは過去に甕島で実例があった話でございました。そのときに市からお金出せないのかということがありましたので、要綱の中に市長が特に認めるものという項目をつくってございます。

これは、ある意味地元でもこれは危険だから、自分たちでどげんかするがという動きがあって、それに対して市のほうから補助を何か出す方法はないかということで、市長が特に認めれば、所有者の申請でなくても、所有者から委託を受けた人の申請でなくても、補助金を出せるようにということはしてございます。

ですから、当面はその部分を活用し、そしてから今言われました市の責任において執行する代執行については、今後防災安全課になるかと思えますけれども、空き家管理条例等が出てきた段階で、可能であれば盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設部長（泊 正人） 課長から少し出ましたとおり、防災安全課のほうで空き家対策条例を今詰めてます。毎回成川議員から本会議でも質問があった件で、企画、建設、危機管理監と、これから詰めていくところで、そういう小さいというか、出ました問題についても詰めていくことになっていくと思います。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員。

○議員（森満 晃） 済いません。借上型地域振興住宅事業について、ことしが2地区4棟ということで、1地区は寄田だろうと思うんですけど、もう1地区名と、それとまた寄田地区について何か進展がありましたらお答えください。

○建築住宅課長（今井裕介） 特に正直なところ、

借上型の地域振興住宅につきましては、地元からの働きかけがないと、こちらからのほうもなかなか動けないところでございます。

今一生懸命活動していただいておりますのは寄田地区でございまして、これについては過去2回ですか、3回募集をかけたんですけど、なかなか手が上がらないということで、これの原因は何なのかというのも、今分析しているところでございます。

私どもがこの建築予定地を昔の寄田の市営住宅の跡地としてるんですけども、非常にそのところが入り口等が狭かったりというところがあって、業者さんたちが二の足踏んでらっしゃるんじゃないかなという意見も内部で出ておりますので、寄田の市営住宅は場所はそこもあるけれども、逆に地元でもっといい場所を提案していただければ、地主の方の承諾をいただければ、そちらのほうを借地するような形ででも、続けていきたいと考えております。

それから、借上型につきまして残り1地区につきましては、具体的にまだこちらのほうには来ておりませんけれども、甕島のほうでちょっとやりたいというような議員の方を通じてのお話がありまして、それらを具体化するのを正式な形で、こちらのほうに要望が出てくるのを今待ってるような状況でございます。

ただ、どちらにしましても、地元から要望が出てこない、こちらとしてどこの地区という形で働きかけはできませんので、ぜひとも地元に戻られた際にそういう希望がありましたら、今ならチャンスがあるということでPRしていただければと考えるところでございます。

以上です。

○議員（森満 晃） 仮に業者のほうでその寄田地区について、道路の入り口、搬入口が狭いんだけれどもという、何かそういうあれはあったんですか。その業者のほうからは実際には。

○建築住宅課長（今井裕介） 業者さんのほうからはありませんでした。また、業者さんに出すんですけども、なかなか返事が返ってこないもんですから、内部で討論した中で、確かに入り口がきちっと整備されてないので、一番困られるのは、多分排水経路をどうするのかと。あの川のところまで排水経路をもっていくのに、今の状態では施工者が排水経路の整備をしなきゃならないよねと。

そうしたときに、ちょっとその負担を考えると、手を上げづらいんじゃないかなというのが、今内部での私たちの分析でございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）建設水道委員会資料、建設部資料の2ページをお開きください。

表題が本土3支所における市営住宅業務改善についてとなっております。

市営住宅の修繕業務等を民間に委託する件につきましては、東郷支所管内の市営住宅で、平成26年度から試験的に実施してまいりましたが、非常に効果がありましたので、今回平成27年度に新たに樋脇・入来・祁答院の本土3支所管内の市営住宅についても、その修繕業務等を民間に委託しようとするものでございます。

（1）事業についての欄をごらんください。民間委託する理由といたしましては、専門業者を活用することで、現在より良質な市民サービスを提供できること。（2）一人で複数の業務を兼務している支所職員の業務負担を軽くすることを目的としてのものでございます。

また、今後の展開といたしましては、平成28年度からは業務範囲を拡大する形で、市営住宅等の入退去業務や入居者管理まで一括して委託する指定管理者制度へ移行しようと考えているところでございます。

なお、甌4支所が所管します市営住宅の修繕業務につきましては、平成27年度も今までどおり各支所で直営管理する形のままですが、今後蘭牟田瀬戸架橋が完成しますと、現在と交通体系が大きく変わりますので、その時点で改めて管理の仕方につきまして検討したいと考えているところでございます。

受託者に対して私どもが今回要求する業務内容は、（3）業務の内容にありますとおり、平日・土日・祝祭日を問わず、24時間の修理受付ができることを要求したいと考えております。この点

が入居者にとりまして利便性の向上になると思われます。

また、資料には記載してございませんが、現状といたしまして、支所の担当職員につきましては、日時にとらわれず突然の修繕依頼の呼び出しがなくなるほか、技術的知識の少ない中で、悩みながら現在原因の追求や修繕の発注をしている現状がございましたので、それらから開放されることになり、精神的な負担も大幅に軽減されるのではないかと考えているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、（6）応募スケジュールにありますとおり、6月1日からの業務開始を予定しておりますけれども、当面は各支所の市営住宅担当者と連携をとりながら、業務の引き継ぎを行うこととなると思われます。

続きまして、川北地区借上型市営住宅整備について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きください。

借上型で事業実施ができるか事前に判断するために、昨年8月29日に事業可能性調査説明会を開催し、そこでアンケート調査を実施いたしましたので、説明会で提示した事業概要とあわせて、アンケート調査の集計結果も添付したところでございます。

まず、事業を計画する範囲ですが、3ページの（1）にありますとおりに、北側は汐入川（銀杏木川）、南側は川内川、東側はおれんじ鉄道、西側は中越パルプ工業前の市道向田高城線で囲まれた区域内を想定しております。

要求する構造といたしましては、構造は耐火構造の共同住宅を想定しております。要求する住戸タイプとその面積でございますけれども、高齢世帯向け2DKで、こちらのほうは面積が45平米以上、一般世帯向けの3DKの場合には、55平米としているところでございます。

要求する戸数の総数は、20戸以上45戸以内としておりますが、説明会では横馬場市営住宅と同規模の、おおよそ40戸ぐらいが理想でありますという説明をしたところでございます。

各住戸のタイプにつきまして、今回は高齢世帯向け1に対しまして、一般世帯向けを2想定したいと思います。横馬場市営住宅の場合には、この比率が1対1でしたが、今回川北地区の場合には、横馬場市営住宅よりもより子どもの声が響く住宅にしたいということで、比率を1対2というふう

に考えたところでございます。

なお、借り上げ期間は20年を想定しております。借り上げ料といたしましては、1戸当たり7万3,000円(税込み)を上限としております。借り上げ料には、駐車場の借り上げ料も含まれるという説明をしたところでございます。

そのほかに、建設に伴う建設費補助金がありますということも説明しております。

アンケートにつきましては、個人を含めて10名の方から回答がいただきました。その結果は、資料に添付してございますので、そちらのほうをごらんください。

アンケート結果をもとに、おおむね当初の計画のとおりで事業実施が可能であると判断いたしましたので、平成27年度の当初予算に予算計上した次第でございます。

今後のスケジュールですけれども、供用開始を平成29年4月と想定しておりますので、平成27年の7月から8月にかけて事業者を公募することになるかと思われます。

以上で、所管事務の報告を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(新原春二) 1番目の市営住宅の業務関係につきましては、今現在旧川内市と東郷をやっていますよね。これにあわせてやるってことですか。また別個に指定管理を出すっちゃうことですか。

○建築住宅課長(今井裕介) たまたま平成26年度に東郷をいたしましたのは、市営住宅の修繕業務だけを民間に委託した場合に、どの程度職員の負担が減るのか、そしてから利便性、利用者の方々がどの程度戸惑われるのかということを知るための試験施行でございました。

結果的には、最初の2箇月ぐらいは、やっぱり支所のほうに修繕依頼が行くんですけど、大体2箇月もたつと、どの方も、あ、これからは修繕の相談があったときには、ここに民間のほうに連絡すればいいんだなということでありましたし、職員との効果をレポートいただきましても、非常によくなったと。それから、自分たちが入居前の清掃をするよりも非常によくなったというレポートが上がってきましたので、今回平成27年度予

算で本土を全部しようという形になりました。

やり方としましては、指定管理は修繕業務委託のほかに、入退去の責任までありますので、これにつきましては、まず本土の分は指定管理、そしてから残りの部分、東郷を含めて4支所につきました修繕業務委託を。平成27年度で規模的に一つ一つの管内が小っちゃいもんですから、ある程度のスケールがまとまらないと、受けてくれる業者はいないと思いますので、本庁分と、それからそれ以外の本土4支所分という切り分けになるかと思えますけれども、分けて、それぞれの業者——指定管理はもう既に平成30年まで決まっておりますので、4支所の分につきまして、改めてそれを受けてくれる業者をこれから募集したいと考えております。

以上です。

○委員(大田黒 博) 関連です。24時間体制って言われましたよね。この24時間体制のこれを持ってこられた、依頼をされる方々が、どういう想定をされた24時間なんですか。

○建築住宅課長(今井裕介) やはり昔と違って、それぞれの生活時間帯が変わっております。現実的に私どもが本庁で直営管理をしているときでしたけれども、夜中の2時に起こされた、呼び出されたようなこともございました。

今回想定しております24時間体制の考え方といたしましては、基本的には業者の方は、自社で就業時間内で受けていただくと。そしてから、それ以降につきましては、現在電話代行サービスというのがございます。現実的に夜中に修繕をしてくれと言われても、業者がいないのでできないわけで、ただ夜勤等でどうしても夜帰って来て、昼は連絡ができない方もいらっしゃるわけですので、電話代行サービスを当面は使っていただいて、そのところで修繕の要望を出していただくと。

そして、それを翌日に代行サービス者が翌日の就業時に受託者のほうに連絡をしていただくと、そういうふうなことを想定しております。

それから、中には緊急に浄化槽なんかの異状が発生したりするケースがあります。これについては早速対応をしなけりやなりませんので、代行サービス業者が警告灯が回っているということであれば、そちらのほうに緊急連絡をしていただくようなことを考えております。

全ての業者が24時間電話を受けるという形で

は、現在想定していないところでございます。第三者の委託、代行サービスを使ってでも、そういう体制をとりつけてくれればという想定でございます。

以上です。

○委員（大田黒 博）わかりましたけど、この3地区においては、それだけ必要なのかともしっかりもするんです。課長が言われたのは、市内では川内においてはそうなのかなと思いつつ、町においてはそれだけの業者さん、大きなそういう工務店とか、そういうものはあまりないよう気もして、逆に手間になったりする。それだけの構えを持って電話の代行、そういうところに経費を使うよりも、しっかりと住民に朝何時からですから、そのときにしてくださいというような方法のほうで、逆にいいのかもなと思ったものですから、質問したところでありまして、その辺は少し詰めてもらえればありがたいなと思っております。

以上です。

○委員（谷津由尚）同様の質問になろうかと思うんですけど、大変ボリュームがあるわけです、626戸というのは。ことしの6月1日からという予定、事業開始予定なんですけど。今この時点で指定管理料が幾らぐらいか、見積もりが出ていればちょっと開示をお願いします。

○建築住宅課長（今井裕介）指定管理料は、これは本庁の分ですので、予算調書の204ページのところにございます。下の段のところに、市営住宅管理代行委託5,533万9,000円、これが本庁大体1,200戸の修繕料まで含めたところの委託料でございます。

内訳といたしましては、管理経費、これが人件費等でございますけれども、これが2,274万2,000円、そしてから修繕料のほうで3,259万7,000円ということでございます。

確かに管理経費が2,000万と非常に大きく見えますけれども、これはその信用金庫ですか、鹿総信の前に事務所を構えておりまして、そのところで受付業務を土日休まずに行っている、それらの人件費が入っておりますので、これだけの額になってるということでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）一方的な考え方で言わせてもらいますが、私はもっと早くやるべきだったと思うんです、これは。この3地区は。ただ、今

大田黒委員からありましたように、本当に請け負う業者さんがこんな対応ができるのかという課題はあります。

ただ、私がもっと早くやるべきだという背景は、やる以上は物すごいサービスをせにやいかんわけですね。指定管理料が新たに発生する、これは今の対この本市の職員の方の人件費から見ても、これは完全にペイできない。プラスになるわけですけども、その分これはサービスになるわけですから、そこはもうお金で云々かんぬんということではないだろうと。

いずれにしても626戸というボリュームに対して、きちんとした対応ができる体制をつくるというのが目的ですから、それなりの業者を選定していただいて、きちんとしてもう休みの日も、夜間も含めて対応ができる体制をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○建設部長（泊 正人）こういう受ける業者がいるのかという心配の声でしようけれども。今指定管理をお願いしていますけど、公募をかけたときに4社、5社、鹿児島市内の大手の業者も手を上げておりますので、その点については、恐らくまた手を上げてくれるだろうというふうには思っております。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

○委員（大田黒 博）部長、その辺は今言われるのは、納得はしないでもないんですけども、やはり地元業者を育成するためにも、そういう谷津委員も言われるように、そのグレードを上げるためにも、地元業者、地元を活用するような方向をぜひやっていただきたい。そのような答弁で皆さん流れますと、鹿児島から来つとは、それでよかろうとなってしまうといけないと思いますので。

○建設部長（泊 正人）少し言い方が悪かったんだと思いますが、4社、5社ある中で、鹿児島市から1社、あと市内が4社ほどおりましたので、十分市内からもそういう手は上がるだろうと思います。済いません。

○建築住宅課長（今井裕介）今現在この事業についてどのような業者の方に参加していただけるかということの、今仕様書を作成中でございます。その中で、今私どもが考えておりますのは、1団体では正直なところ受けられないだろうと考えております。ですから、複数の業界団体でも代表団

体を決めていただければ、応募できないかなというような形で、今入居資格等についても内部のほうで検討しております。

できる限り地元の方々が、地元の実情を知ってらっしゃる地元の方々がとっていただくことが一番理想かと考えておりますので、できる限り地元の方々が参加しやすいような条件にしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（大田黒 博） 今、我々考えているのは、その既存住宅の改修の始まったときに、4年前ですか。地方の方々は「我々に仕事が回って来んなよと、回って来っとか」ってというような指摘をされましたので、課長にも伝えてあるんですけども、その辺のやはり待っておる体制じゃいけないよちゅうのも言っているんですけども。なるべく地域に地方に網羅にするためにも、そういうことをやっていただきたい。

ましてや、こういう地方の施設の住宅に係る問題は、特に育成の意味を含めてやってほしいなと思うところでございます。

それと、これはこれでいいんですけども、1つだけ気になっているところが。前回住宅の使用料について裁判をされております。裁判をする、訴える件がありましたよ。あの中で、あの方々は15番目、16番目というようなあれを1段だと。もう少し気になったのが、その上の方々がどういう形であれしていくのか、山下主幹あたりが一生懸命頑張っておられるのかなと思っております。その辺がわかれば説明していただけないか。

○建築住宅課長（今井裕介） 市営住宅の滞納につきましては、基本的なところ額というよりも、私たちが会って面談をして、そして滞納料金の納付について、自分の現状を報告していただいて、そして相談できる方であれば、滞納額が大きくても訴えてない、まさしく今回訴えましたものは、会いに行っても会えない、そういうような方でございます。

現在の進捗状況といたしましては、今弁護士さんのほうと契約しまして、そちらのほうから訴訟のほうの手続を進めてらっしゃるところでございます。

では、井手上代理のほうから進捗状況については報告いたします。

○課長代理（井手上和洋） 今課長からありまし

たように、金額の多い方いらっしゃるんですけども、その方々につきましては、できる範囲で収めていただいております。そしてまた、一応いろんなケースがあるんですけども。会社をやめられたりとか、生活保護を受給していらしたんですけども、それが打ち切られて、その分が毎月の分をできなくなったりという方で、金額的には大きい方がいらっしゃるんですけども、まだ一応こちらと対面をしまして、入居したいということでも少しずつでも入れていただきまして、必ずしも毎年分が全部納まっているかということ、そういう方々ばかりではないんですけども。実態としましては、金額的に急激に大きくふえるという方々ではございません。その方々につきましては、今回とらせていただいたような対応のほうをさせていただきたいと考えているところです。

○委員（大田黒 博） わからなくてもいいです。ただ、金額がどれだけかちょっとわかりませんが、わかる範囲で教えていただければいいでしょうけど。要はその滞納をして、払わずにおってそういう額がどんどん広まって、ああいう方々は払わんでもいいよ、1,000円、2,000円入れていけばいいよちゅうのが広まっていくと、また余りよくないのかなと思ったりもするんです。

だから、14番目、15番目、16番目の数字の方々が、その上の方々は今代理が言われたそういう中での内容はあるんでしょうけども、余りにもそういうのが少しひとり歩きしていくといけないなと思ったものですから。皆さん方が把握しとれば、それでいいんでしょうけれども、少し気になったところで、今後どういう推移をしていくか見守りたいと思っておりますし、ちょっと気になったところでした。

以上です。

○委員（川畑善照） 借上型住宅の市内外より10社の事業者の参加があったというんですが、一応市内と市外の区分けがどうかということ。それから、借り上げ料が1戸当たり月額7万3,000円ですけども、今度貸す場合は、その半額ぐらいなのか、それによってそれをば市のほうで見て、あるいはエレベーターにつきや管理も全部市がみるんですか、そのところをちょっと教えてください。

○建築住宅課長（今井裕介） 10社の中身は、正直公表できませんけれども、私が記憶する範囲

では、市外業者が2社か3社あったようなふう
に考えております。

それから、借り上げの料金につきましては7万
3,000円、これが上限という形でございます。
アンケートの中にもありますとおりに、これで妥
当だ、高過ぎるという意見も非常に出ております。
実際問題、もうちょっと契約するときには安くな
ります。

それから、エレベーターの管理につきましては、
これは電気代につきましては入居者が共益費から
払いますけれども、メンテナンス費用は事業者の
負担というふうになっております。

以上です。

○委員（川畑善照） いずれにしても市営住宅で
すので、これは市が借り上げるあれで、当然建物
を建てられた方が貸す場合は、安くなると思うん
です、市営住宅ですから。その差額は市が見るの
かということと、その10社のうちの二、三社あ
るようではございますけれども、先ほどありましたように、
やはり地元をするような判断というか、それは大
きくやっぱりするべきだと思います。

○建築住宅課長（今井裕介） 先ほどの答弁の中
で、その差額の部分が漏れておりました。平成
27年度の歳入予算の中に、国庫補助金うちゆう
土木費補助金という中で、公的賃貸住宅家賃対策
調整補助金というのがあります。これは、まさし
く今の横馬場市営住宅でいただいているもので、
近傍同士や周りの家賃と市営住宅の家賃に差があ
る場合に、この差額の2分の1を国が交付金とし
て補助するというので、市のほうの実質負担は、
その差額の2分の1という形でございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きました。

次に、委員外議員の質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 以上で、建築住宅課を終
わります。

ここで休憩をちょっと入れます。

~~~~~

午前11時52分休憩

~~~~~

午前11時57分開議

~~~~~

**○委員長（宮里兼実）** 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

△用地課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、用地課の審査に入  
ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計予算

**○委員長（宮里兼実）** それでは、審査を一時中  
止してありました議案第39号平成27年度薩摩  
川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、建設部最後  
になります。よろしくお願いいたします。

用地課でございますが、新年度から建設政策課  
内に用地グループを配置することになりますけれ  
ども、これまでどおり新規道路の用地交渉等登記  
事務まで、担当課及び公共嘱託登記協会との連携  
をしながら進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、現地調査が終了  
いたしまして、法務局への送り込み作業になって  
まいりました。地籍調査終了後のデータ管理や里  
道、水路の境界紛争、筆界未定等の対応など、課  
題も多いところではございますけれども、少しずつでも解消  
できるように予算措置しながら対応していくとし  
ていただいております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がご  
ざいます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** 次に、当局に補足説明を  
求めます。

**○用地課長（植村 豊）** それでは、議案第  
39号平成27年度の予算について御説明します。

まず、歳出についてですが、予算調書206ペ  
ージをお開きください。

上段のほう、2款1項13目地籍調査事務費  
4,093万1,000円については、地籍調査業  
務に係る職員給与などの一般管理費及び地籍調査  
事業推進に係る経費であります。経費の主なもの  
は、右の欄に書いてありますが、一般職3名の人  
件費並びに地籍成果の数値化情報業務委託費など  
の経費でございます。

次に、下段の用地管理事務費6,056万  
9,000円については、用地買収に伴う所有権移  
転などの業務・未登記関係の解消業務に係る職員  
給与等の一般管理費及び所有権移転登記に係る経  
費であります。

経費の主なものは、嘱託登記事務を行う嘱託員 14 名の報酬、一般職 3 名の給与と公共嘱託登記等に業務委託をします経費が主なものでございます。

次に歳入のほうに入っていきます。57 ページをお開きください。

14 款 2 項 1 目手数料 78 万円については、地籍調査の成果であります一筆座標・多角点座標を 1 筆当たり 260 円で交付するものでございます。

次に、16 款 2 項 1 目県補助金については、地籍調査に基づく最後の地域の数値化情報事業に伴う補助金であります。

以上で説明を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 地籍調査事務に係る経費の中で、数値情報化業務委託 489 万 6,000 円あるんですけど、この数値情報というのは、その GPS 機能とリンクしてるのでしょうか。または、そこまでの機能があるのでしょうか。

**○用地課長（植村 豊）** 一応リンクできるようになってます。そういう地域の調査地区については、平板測量に基づくもので、それをちょっと置きかえるのが困難でありますので、具体的には樋脇なり里なり、一部の地域はそれに載っておりません。それ以外の地域は載っております。

**○委員（谷津由尚）** 平成 27 年度のこの予算の中には、この樋脇、里地区のその辺の数値化の置きかえとか、そういう作業は入ってないということですか。

**○用地課長（植村 豊）** 済いません。今の段階では、樋脇、里のほうは入っておりません。

**○委員（谷津由尚）** この樋脇、里地区については、今後どういうふうにお考えですか。

**○用地課長（植村 豊）** 樋脇、里地域については、若干現地の調査の時点から年数がたち、また調査時点では平板測量等を用いた関係がありまして、若干ずれがありますので、今現在はそのどれを公共事業等が入った段階で修正を行いながら、徐々にしかやっております。

国のほうの関係を言いますと、一旦地籍調査が入りますと、再度の地籍調査についての補助事業がありません。樋脇なり里を単独でやろうとすると、多額の経費がかかりますので、今言ったやり

方をしながら将来的にそういう再度の補助事業等があれば、その時点で検討をするしか今の状態ではないと考えております。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** お金もかかる難しいと思いますが、ぜひお願いします。といいますのは、GPS で扱う情報化することで、日常の利便性というか、表面的には利便性が格段に向上するんですけども。もしもの場合の大規模な災害とかがあった場合に、非常に復興がやりやすいという利点もあるもんですから、ぜひ樋脇、里地区については、今後もずっと継続的に取り組んでいただこうをお願いします。

**○用地課長（植村 豊）** 一応今おっしゃった意見を踏まえながら、検討していきたいと思います。

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員、ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第 39 号平成 27 年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○用地課長（植村 豊）** 特にありません。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局からはないということです。

これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）ないと認めます。

以上で、用地課を終わります。

当局の皆さんは、2日間にわたって大変御苦勞さまでございました。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後0時6分休憩

~~~~~

午後0時8分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）休憩前に引き続き会議を開きます。

△委員会報告書の取りまとめ

○委員長（宮里兼実）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（宮里兼実）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合、委員派遣の取り扱いを委員長の御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

2日間にわたり大変御苦勞さまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 宮里兼実